

書記政策推進交付金運営要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、交付金規程第 13 条に定める書記政策推進交付金の運営に係って必要な事項について定める。

(交付の目的)

第 2 条 書記政策推進交付金は、書記の人材育成、快適職場づくり、健康保持等、自治労の書記政策を推進するために、県本部、単組が主催もしくは共催で実施した事業の経費を助成することを目的とする。

(交付の対象となる事業)

第 3 条 交付の対象となる事業は、第 2 条を踏まえて以下の通りとする。

- ① 書記の職務能力向上に資するための集团的業務研修、教育活動
- ② 書記局の環境改善・民主的な書記局づくり（男女平等、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止、不祥事防止、人権擁護教育など）に係る集团的研修
- ③ 健康診断・人間ドック受診費用の一部補助
- ④ 労働安全衛生、メンタルヘルス対策などの事業（研修・カウンセリング等）への補助
- ⑤ その他、第 2 条の目的に合致すると認められる事業

2 研修等においては、講師料、教材費、旅費、会場費、運搬費等の費用を対象とし、飲食費は対象としない。また、慰安・娯楽活動は対象としない。

(交付金額)

第 4 条 自治労本部が県本部に交付する金額の総額は年間 1,500 万円とする。

2 自治労本部がそれぞれの県本部に交付する金額の上限は、一律配分金と書記人数比例配分金を合算した金額とする。

3 一律配分金の算定方法は、交付金総額の半額を県本部数で除して得た額とする。

4 書記人数比例配分金の算定方法は、交付金総額の半額を自治労の県本部、単組等の各組織が雇用している書記の総数で除して書記 1 人あたりの単価を算出し、その単価にそれぞれの県本部内で雇用している書記の人数を乗じて得た金額とする。

5 第 4 条第 4 項の県本部、単組等の各組織とは、自治労の県本部、共済県支部、県自治研センター、県本部会館、単組、その他自治労の地方組織を構成していると認められる組織とする。

自治労本部関係団体である自治労本部、自治労共済本部、自治労システムズ、地方自治総合研究所、自治労会館、法律相談所は含まない。

6 第4条第4項の雇用している書記とは、常勤の書記、書記出身役員、再雇用書記、臨時・非常勤書記、嘱託書記とする。ただし、臨時・非常勤書記、嘱託書記の場合は、雇用期間が1年以上の者、1年以上の期間の雇用を予定している者を対象とし、1年未満の者は含まない。また、派遣職員は対象としない。

(交付金額の算定と通知)

第5条 自治労本部は、第4条に定める交付金額を算定するために、毎年8月1日時点の自治労の各組織が雇用している書記の人数を調査する。

2 自治労本部は、毎年9月30日までに各県本部に対する交付金額の上限を算定し通知する。

(交付金の申請方法)

第6条 交付金の申請は県本部が自治労本部に対して行い、第4条により算定した金額を上限として、県本部、単組が主催もしくは共催で実施した事業の実費に対して交付金を請求することができる。

2 申請の時期は、毎年10月から11月までを目途とし、前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの期間に行った事業について申請することができる。

3 申請にあたっては、別紙の申請書を使用するとともに、事業実施を証する県本部の公式文書、事業の決算書、補助を求める金額の根拠となる証憑を添付しなければならない。

(交付金の支払い)

第7条 県本部から申請が行われた場合、自治労本部は毎年12月までを目途として交付金を支払う。ただし、県本部からの申請内容が第2条に定める目的、第3条に定める事業に合致していないと判断できる場合、また、第6条第3項に定める書類が整っていない場合は交付金を支払わないことができる。

2 交付金を支払わない場合は、自治労本部は県本部から事情を確認するとともに、その理由を明らかにしなければならない。

(要綱の改廃)

第8条 この要綱の改廃は、中央執行委員会の議決による。

(附 則)

1 この要綱は、2007年9月1日から施行する。